

柏市上下水道局入札契約暴力団対策措置要領

制定 平成27年4月8日

施行 平成27年4月8日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市上下水道局が発注する売買、賃貸借及び請負その他の契約（以下「上下水道局契約」という。）に関し、柏市暴力団排除条例（平成24年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第9条の措置等を講じるに当たり、法令等に特別な定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 有資格業者 柏市財務規則（昭和59年柏市規則第4号）第124条第2項の業者登録システムに登録された者をいう。

(2) 下請業者等 上下水道局契約の履行の全部若しくは一部を請け負う下請負業者（二次以下の下請負業者を含む。）又は上下水道局契約の履行に関して、資材及び原材料等の供給等を行う第三者をいう。

(3) 有資格業者等 有資格業者その他上下水道局契約を締結する又は締結する見込みのあるもの及び下請業者等をいう。

(管轄署への照会)

第3条 柏市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、市の区域を管轄する警察署（以下「管轄署」という。）以外の機関等から有資格業者等が別表第1左欄に掲げる要件（以下「措置要件」という。）に該当する旨の情報の提供があったとき又は必要と認めるときは、条例第9条第2項及び管轄署と締結した「暴力団排除措置等を講ずるための連携に関する協定書」の規定により、管轄署への照会により事実確認を行うものとする。

2 前項の照会の方法は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要し、かつ、文書を作成するいとまがないときは、電話等により照会し、その後速やかに遅延の理由を付して照会文書を管轄署へ送達するものとする。

(入札からの排除等)

第4条 管理者は、入札又は見積り合わせを行うに際し、契約の締結前に、これらの入札又は見積り合わせに参加する有資格業者等が措置要件に該当するもの（以下「不適格該当者」という。）と認められるときは、当該有資格業者等に対し、入札参加資格、入札若しくは見積り合わせの参加業者の指名、又は落札に係る決定の取消しを行うとともに、指名排除措置を行う旨及び別表第1右欄に掲げる指名排除の期間（以下「指名排除期間」という。）を決定し、速やかに別記第1号様式により通知するものとする。

2 前項の規定は、入札若しくは見積り合わせに参加する共同企業体又は官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「共同企業体等」という。）であって、その構成員に不適格該当者を含むものについて準用する。

（指名排除等）

第5条 管理者は、前条に定めるもののほか、有資格業者等が不適格該当者であると認められるときは、指名排除措置を行う旨及び指名排除期間を決定し、当該有資格業者等に対し、その旨を速やかに別記第2号様式により通知するものとする。

2 前項の規定は、共同企業体等であって、その構成員に不適格該当者を含むものについて準用する。

3 管理者は、指名排除措置を行ったときは、一般競争入札を行うに際し、当該指名排除に係る有資格業者の入札参加資格を認めてはならない。

4 管理者は、指名排除措置を行ったときは、指名競争入札を行うに際し、当該指名排除に係る有資格業者を指名してはならない。

（指名排除の解除）

第6条 管理者は、第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定により通知した指名排除期間が経過したと認めるときは、当該有資格業者等について指名排除措置を解除するものとする。

2 前項の規定により解除する旨の決定をしたときは、不適格該当者であったものに対し、その旨を速やかに別記第3号様式により通知するものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第7条 管理者は、次に掲げる者を随意契約の相手方とすることはできない。

（1）第4条並びに第5条第1項及び第2項の規定により指名排除期間中の有資格業者等

（2）前号に掲げるもののほか、共同企業体等であって、その構成員に

前号に規定する者を含むもの

(下請負等の制限)

第8条 管理者は、上下水道局契約の相手方（以下「受注者」という。）に対し、当該受注者の下請業者等が不適格該当者であるときは、条例第9条第3項の規定により直ちに当該下請業者等との契約の解除その他の改善措置を講じるよう要請するものとする。

(各所属長への通知)

第9条 総務課長は、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第2項の規定による通知を送付したときは、柏市上下水道局内各所属長に対し、その旨を速やかに別記第4号様式により通知するものとする。

(妨害又は不当要求の際の措置)

第10条 管理者は、受注者又は下請業者等が、暴力団又は暴力団員から契約の履行に係る妨害又は不当要求を受けたときは、管理者へ報告を求めるとともに、管轄署への被害届の提出を指導しなければならない。この場合において、管理者は当該受注者に対し、工程の調整又は工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

2 管理者は、下請業者等が暴力団又は暴力団員から契約の履行に係る妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請業者等が受注者へ速やかに報告を行うよう、受注者に指導を求めるものとする。

(契約の解除)

第11条 管理者は、受注者（構成員のいずれかが不適格該当者である共同企業体等を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、上下水道局契約を解除することができる。

(1) 不適格該当者であると認められるとき。

(2) 下請業者等が不適格該当者であることを知りながら、当該下請業者等と契約を締結したと認められるとき。

(3) 第8条の規定による改善措置の要請に従わないとき。

(関係機関への協力要請)

第12条 管理者は、第4条、第5条第1項及び第2項並びに第6条第2項の規定による通知を送付したときは、柏市上下水道局建設工事請負業者等指名停止要領（平成21年10月1日施行）第6条の関係機関に対し、速やかに情報を提供するものとする。

2 管理者は、この要領に基づく措置を実効あるものにするため、関係官公庁その他の機関の積極的な協力を要請するものとする。

(審査会の設置)

第13条 本市上下水道局に審査会を設置する。

2 前項の審査会は、警察から提供された情報等をもとに、第4条に規定する入札等からの排除に関する事項その他建設工事等からの暴力団の介入の排除に関し必要な事項について審議を行う。

(審査会の組織等)

第14条 審査会は、会長及び委員をもって構成する。

2 会長は管理者とし、委員は別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、理事がその職務を代理し、理事が欠けたとき又は理事に事故あるときは、次長がその職務を代理する。

(会議)

第15条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要の都度招集するものとする。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会長は、緊急を要し、かつ、審査会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

6 審査会において、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、参考意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第16条 審査会の庶務は、総務課企画財務担当において処理する。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

(追認)

第18条 平成27年4月1日からこの要領の制定日前日までにした行為は、全てこの要領によるものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月8日から施行する。

(柏市水道部建設工事等暴力団対策措置要領の廃止)

2 柏市水道部建設工事等暴力団対策措置要領(平成21年10月1日制

定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者等の役員等（有資格業者等が個人である場合にはその者を，有資格業者等が法人その他の団体である場合にはその役員，その支店の代表者又は常時契約を締結する事務所，営業所その他これらに類するものの代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき又は暴力団若しくは暴力団員が有資格業者等の経営に実質的に関与しているとき。	当該認定をした日から12か月を経過し，かつ当該措置要件に該当しないことを管理者が認めるときまで。
2 有資格業者等の役員等が，自己，自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6か月を経過し，かつ当該措置要件に該当しないことを管理者が認めるときまで。
3 有資格業者等の役員等が，暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し，又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持・運営に協力し，又は関与しているとき。	当該認定をした日から6か月を経過し，かつ当該措置要件に該当しないことを管理者が認めるときまで。
4 有資格業者等の役員等が，暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から6か月を経過し，かつ当該措置要件に該当しないことを管理者が認めるときまで。
5 有資格業者等の役員等が，暴力団若しくは暴力団員であること又は上記の措置要件に該当することを知りながら，これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から6か月を経過し，かつ当該措置要件に該当しないことを管理者が認めるときまで。

別表第2（第14条）

職 名
理事 次長 総務課長 経営企画課長 料金課長 給排水課長 水道工務課長 下水道工務課長 施設管理課長

(別記第1号様式)

柏水総第 号
平成 年 月 日

商号

代表者名 様

柏市水道事業管理者 印

入札等からの排除措置について（通知）

貴社が柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領に規定する排除措置に該当したことは誠に遺憾であり、下記のとおり措置を実施するのでその内容を通知する。

記

- 1 入札及び見積り合わせからの排除理由
柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領第4条第1項及び別表第1第号による（該当となる措置要件を記載）。
- 2 入札及び見積り合わせからの排除措置
平成 年 月 日公告
〇〇 第 号 （案件名を記載）
（入札参加資格取消し・氏名の取消し・落札決定の取消し）
- 3 排除措置の効果
 - (1) 入札及び見積り合わせからの排除
平成 年 月 日から 月を経過し、かつ排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで
 - (2) その他
入札及び見積り合わせからの排除期間中は、貴社以外の者と本市水道部が契約を締結する案件に関する下請負（二次以下の下請負である場合を含む。）等の契約を締結することはできない。

(別記第2号様式)

柏水総第 号
平成 年 月 日

商号

代表者名

様

柏市水道事業管理者

印

排除措置について（通知）

貴社が柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領に規定する排除措置に該当したことは誠に遺憾であり、下記のとおり措置を実施するのでその内容を通知する。

記

1 排除措置の理由

柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領第5条第1項及び別表第1第号による（該当となる措置要件を記載）。

2 排除措置の期間

平成 年 月 日から 月を経過し、かつ排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで

3 排除措置の効果

「2 排除措置の期間」に定める期間中は、本市水道部が執行する入札及び見積り合わせに参加できないほか、貴社以外の者と本市水道部が契約を締結する案件に関する下請負（二次以下の下請負である場合を含む。）等の契約を締結することはできない。

(別記第3号様式)

柏水総第 号
平成 年 月 日

商号

代表者名

様

柏市水道事業管理者

印

排除措置の解除について（通知）

平成 年 月 日付け柏水総第 号で通知した排除措置について、当該措置要件に該当しないこととなったことが確認されたため、柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領第6条第2項の規定により排除措置の解除を決定した旨通知します。

(別記第4号様式)

柏水総第 号
平成 年 月 日

各所属長 様

総務課長

排除措置（**の解除**）について（通知）

下記の業者について、柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領に基づき、排除の措置を（**解除**）しましたので通知します。

（なお、排除措置の期間中は、下記業者との契約行為（下請負等の契約を含む。）が一切できませんので、御留意ください。）

記

1 対象事業者名

（法人名）

（法人所在地）

（代表社名）

2 排除措置の期間

平成 年 月 日から 月を経過し、かつ排除原因となった措置要件に該当しないと認める日まで

（**2 排除措置の解除日**）

（平成 年 月 日）

3 排除措置の理由

柏市水道部入札契約暴力団対策措置要領第 条第 項及び別表第 号による